

水士里ネット氷見

第3号
発行所
氷見市土地改良区
〒935-0024
氷見市窪938

桑院ため池周辺がきれいになりました

氷見市では、平成十七年及び十八年度の桑院ため池周辺の整備が、行なわれ、まわし、トイレ、駐車場、散策路及び休憩施設等が整備され、市民の憩いの場となると共に、ため池の機能向上にも寄与するものと思っております。



ため池に隣接した小高い築山に休憩施設もできました

また、平成十七年度から4カ年計画で進めております、「県営ため池群広域防災機能増進モ

をお連れして訪ねてみられたら如何でしょう。

転用する農地はどの区域にあるのか確かめましょう

土地改良区

良区受益
地内の農
地の転用
許可申請
の際、農
地法施行
規則第四
条第六号
及び第六
条第三号
により、
許可申請
に土地改

良区の意見書を添付してあります。意見書には地元選出の理事の確認をお願いしております。確認されず、周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼすかどうかを審査していただきます。

支障を生ずるおそれがある場合としては、次のようなものが該当します。
①土砂の流出又は崩壊そ



基盤整備事業により大区画圃場となった新保地区

農地・水・環境保全向上対策の実施に向けて

返還かあるい

農地・水・環境保全向上対策の平成十九年度からの本格実施に向けて、去る九月十二日と十月四日に説明会が開催されました。先の理事会でその概要を説明させていただきましたが、これまで得た情報等について再度、お知らせいたします。

一、当対策事業は、平成二十三年度までの五ヶ年であること。(五ヶ年の検証を経て二十四年度以降について検討がなされる。)

二、支援交付金の一反当り四千円は、上限であり活動内容によっては、減額もある。

三、平成十九年度の国の予算規模は、三百億円を見込んでおり、これは全農地面積の半分をカバーする規模です。(氷見市では約三十%程度です。)

四、五ヶ年の事業期間内でもし、転用があれば交付金の返還措置がとられます。(転用面積だけの

は全ての交付金の返還になるのかどうかは今後検討されます。)

五、活動の取組の更なるステップアップには、一地区当り二十万円から四十万円が支援されます。

六、営農活動への支援は、水稲一反当り六千円が交付されます。

七、平成十八年度実験事業の検証結果を踏まえ、地方の裁量を考慮したスキームにより本格実施されます。なお、地方裁量は今年八月に結成された「地域協議会」で検討されます。

地方裁量の基本的考え方は、

○活動要件を一部緩和する代わりに、活動面積の一定以上の拡大を義務づけることを認める地方裁量を「特認」として導入。

○要件の緩和レベル毎に、最低限必要となる拡大面積を設定し、これを満足することを本地方裁量導入の主要な要件とする。等の決定をみました。今後とも逐次情報提供に努めてまいります。